

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

b

改 正 案	現 行
<p>（関係行政機関の長との協議等）</p> <p>第十一条 法第百六十八条の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務省令とする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 法第五十二条第一項の総務省令（技術基準を定めるものであつて、電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）に關し定められるものに限る。）</p> <p>二 法第七十条第一項第一号の総務省令（技術基準を定めるものであつて、電気通信事業に關し定められるものに限る。）</p> <p>三 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の総務省令</p> <p>四 法第九十一条第二項の総務省令（技術基準適合認定の方法を定めるものであつて、電気通信事業に關し定められるものに限る。）</p> <p>2 法第百六十八条の政令で定める命令その他の処分は、次に掲</p>	<p>（関係行政機関の長との協議等）</p> <p>第十一条 法第百六十八条の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務省令とする。</p> <p>一 法第二十六条第一項の総務省令（媒介等業務受託者に關し定められるものに限る。）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>四 （同上）</p> <p>2 法第百六十八条の政令で定める命令その他の処分は、次に掲</p>

<p>5 総務大臣は、第三項の届出があつた場合には、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議するものとする。</p> <p>4 総務大臣は、第一項各号の総務省令を定め、又は第二項各号の命令その他の処分を行う場合には、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議するものとする。</p> <p>3 法第六十八條の政令で定める届出は、法第十六條第一項の規定に基づく届出（電気通信事業に関するものに限る。）とする。</p>	<p>げる命令その他の処分とする。</p> <p>一 法第二十九條第一項の規定に基づく命令（電気通信事業に 関し行われるものに限る。）</p> <p>二 法第二十九條第二項（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定 に基づく命令（電気通信事業に 関し行われるものに限る。）</p> <p>三 法第四十條の規定に基づく認可（電気通信事業に 関し行 われるものに限る。）</p> <p>四 法第五十四條（法第六十一條及び第六十八條において準用 する場合を含む。）の規定に基づく命令</p> <p>五 <u>法第七十三條の四（第一号に係る部分に限る。）の規定に 基づく命令</u></p>
<p>5 （同上）</p> <p>4 （同上）</p> <p>3 （同上）</p>	<p>げる命令その他の処分とする。</p> <p>一 法第二十九條第一項の規定に基づく命令（電気通信事業に 関し行われるものに限る。）</p> <p>二 法第二十九條第二項の規定に基づく命令（電気通信事業又 は媒介等業務受託者に 関し行われるものに限る。）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>（新設）</p>